

事業番号	256
------	-----

平成25年度 事務事業評価シート

事業の概要	事務事業名	雨水貯留施設設置助成事業						担当部	都市建設部							
	会計区分	一般会計			事業類型	一般		担当課	河川課							
	事業期間	平成15年度			～	平成30年度以降		担当係	河川係							
	総合計画 分野別計画	主目的	5 都市基盤		26 河川・水路		3 水(河川)に対する意識を高める									
		副目的	4-2													
	予算区分	款	8		項	3		目	3		大	4		中	1	
	根拠法令・個別計画	特定都市河川浸水被害対策法・新川流域水害対策計画														
	目的 (対象をどのような状態にするのか)	各戸に降った雨を、一時的に貯め、または浸透させることで、雨水の流出抑制対策を実施し、河川・水路の負担軽減を図るため、雨水貯留施設を設置する方に対し、工事費の助成を行う。														
	内容 (手段)	<p>公共下水道の接続などで不要になった浄化槽を転用して貯留槽にしたり、新設の雨水タンク、浸透枘及び透水性舗装を施工し、敷地内に降った雨水を貯留や浸透させる工事費に対し、限度額の範囲で補助金を交付する。 直接経費の内容は、補助金の総額です。</p> <p>○平成24年度 【助成実績】 補助金交付件数 86件(交付額:5,444千円) 貯留施設の内訳 貯留タンク: 74件 貯留量19.39m3 浄化槽転用:11件 貯留量14.71m3 浸透枘: 1件</p> <p>〔財源〕 社会資本整備総合交付金(補助率1/2) 300千円</p> <p>○平成25年度 予算額 6,500千円</p> <p>〔財源〕 社会資本整備総合交付金(補助率1/2) 300千円</p> <p>助成内容 助成金額は雨水貯留施設工事総額(浄化槽転用及び雨水タンクそれぞれで規模により限度額あり)の4分の3を限度とする。浸透枘、透水性舗装、浸透トレンチについてもそれぞれ限度額がある。</p>														
	受益者負担	無														

		単位	H22決算額	H23決算額	H24決算額	H25予算額		
コスト	費用	直接経費	千円	3,621	4,828	5,444	6,500	
		正職員	従事者数	人	0.10	0.10	0.10	0.10
			人件費	千円	533	533	533	533
		その他職員	従事者数	人	0.00	0.00	0.00	0.00
			人件費	千円	0	0	0	0
		費用合計	千円	4,154	5,361	5,977	7,033	
	対前年比	%		129.0	111.4	117.6		
財源	一般財源	千円	4,154	5,061	5,677	6,733		
	国・県支出金	千円	0	300	300	300		
	その他財源	千円	0	0	0	0		

業	活動指標名	単位		H22	H23	H24	H25
	績	雨水貯留施設等設置 申請件数	件	目標	35	35	35
実績				34	52	86	
			目標				
			実績				
成果指標名	単位			H22	H23	H24	H25
			雨水貯留量	m3	目標	30.0	30.0
助成金交付総件数	件		目標	—	—	—	—
			実績	244	296	382	

事業の自己評価	平成24年度の実施結果		
	事業の達成状況	平成24年度は総件数86件で貯留タンクが74件、浄化槽転用が11件、浸透枘が1件あり併せて34.1m3の貯留施設を民間に設置した。 平成15年度からは、貯留タンクが244件、浄化槽転用が128件、浸透枘が6件、浸透トレンチが1件、透水性舗装が8件の助成を行い貯留量865.9m3となった。	
	事業実施における課題	市民への通知は、広報への定期的な掲載やホームページの更新等を実施して、より多くの市民の方に周知できるようにPRを行う必要がある。	
	事業を縮小・廃止したときの影響	市民みずから設置した雨水貯留施設等の貯留量は、市が毎年実施する貯留量の30分の1から10分の1程度と僅かな量だが、他に類似する制度もないことから、縮小廃止すれば市民の自助・共助による水害から守ろうとする活動に対して応援できなくなる。	
	平成25年度の改善内容	25年度における事業の改善・見直し内容(新規追加事項、廃止・削減事項等)	
平成26年度の事業の方向性	方向性の判定	維持	事業のボリュームを現状規模で維持すべきもの(対象や手段を見直す場合も含む)
	判定理由	毎年活動目標である雨水貯留施設等設置件数の目標値を達成していることから、市民ニーズも一定水準にあると思われるため維持と判断した。	
	26年度以降の改善案	広報への定期的な掲載やホームページの更新等を実施して、より多くの市民の方に確認していただけるようPRを行う。 また、25年度の補助額の見直し検討の結果により、必要があれば補助額の変更を行う。	

二次評価	方向性の判定	判定理由
	維持	一次評価のとおり。